

奈良市公報

第 2 1 5 号

平成18年12月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施（2件）……………1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………3
- 平成18年度近傍同種の住宅の家賃等……………4
- 平成19年度近傍同種の住宅の家賃等……………4
- 住居番号の設定……………5
- 騒音規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定の一部改正……………5
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により市長が指定する区域の指定の一部改正……………5
- 振動規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定の一部改正……………5
- 振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域の指定の一部改正……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………5
- 放置自動車の処分等……………5
- 道路の位置指定……………6
- 道路の位置指定の一部廃止……………6
- 放置自転車等の保管（2件）……………6
- 街区の区域変更……………7
- 放置自転車等の保管……………7
- 予防接種の実施の一部改正……………7
- 開発行為に関する工事の完了……………7
- 結核指定医療機関の指定辞退……………7
- 放置自転車等の保管……………7
- 放置自転車等の処分……………7
- 奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………8
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………10
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出（2件）……………10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………12
- 放置自転車等の保管……………12

- 住居表示を実施すべき区域等……………12
- 放置自動車の処分等……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 予防接種の実施の一部改正……………13
- 日本脳炎予防接種の一部改正……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 開発行為に関する工事の完了……………13
- 放置自転車等の保管……………14
- 奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱……………14
- 平成18年度被表彰者の氏名等……………14
- 一般競争入札の実施……………16
- 予防接種の実施の一部改正……………17

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………17

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………17
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………18
- 一般競争入札の実施……………18

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………19
- 「夢・教育プラン」懇話会設置要綱……………19
- 奈良市立小学校通学区域についての一部改正……………20
- 奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱の一部改正……………20

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………20
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………21
- 農地部会の会議の審査案件の追加……………21

告 示

奈良市告示第656号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 道路新設工事（川上町地内他 仮称

- 奈良阪川上線)
- (2) 工事場所 奈良市川上町地内他
 - (3) 工期 契約の日から平成19年3月26日まで
 - (4) 工事概要 工事延長 L=97.0m
計画幅員 W=10.0m
土工 一式、法面工 一式、ブロック積工 一式
ボックスカルバート工 一式
テールアルメ工 一式、排水工 一式
舗装工 一式、防護工 一式
 - (5) 予定価格 142,037千円（消費税及び地方消費税を除く）
 - (6) 最低制限価格 106,527千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時
平成18年11月1日から11月20日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 奈良市総務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成18年11月21日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
ウ 委任状
エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成18年11月6日から11月8日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成18年11月10日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

(平成18年11月1日掲示済)

奈良市告示第657号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業公園整備工事ほか14件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
告示日から平成18年11月7日までは入札控室、同月8日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

3 供用を開始する排水施設の位置

- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年11月7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成18年11月8日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第658号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年11月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年11月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年11月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、三碓五丁目、三碓三丁目、大和田町、中山町、敷島町二丁目、菅原町、四条大路南町、三条大路三丁目、北新町、藤原町、北永井町、南京終町七丁目、南京終町、神殿町及び田中町の各一部

管 渠 番 号

起 点

終 点

二名第4幹線-46	奈良市三松四丁目924-2	奈良市三松四丁目917
二名第4幹線-47	奈良市三松四丁目919-2	奈良市三松四丁目912-2
二名第4幹線-48	奈良市三松四丁目919-2	奈良市三松四丁目911
三碓幹線-42	奈良市三碓五丁目1814-4	奈良市三碓五丁目1814-10
杣川幹線-37	奈良市三碓三丁目147	奈良市三碓三丁目132
近大第1幹線-2	奈良市大和田町1912-1	奈良市中町3907-2
中山幹線-66	奈良市中山町1391-2	奈良市中山町1384-1
あやめ池北幹線-111	奈良市敷島町二丁目1122-31	奈良市敷島町二丁目1122-31
西大寺南幹線-214	奈良市菅原町222-2	奈良市菅原町232-2
四条大路南幹線-8	奈良市四条大路南町361-2	奈良市四条大路南町361-4
三条大路幹線-28	奈良市三条大路三丁目496-1	奈良市三条大路三丁目496-1
都跡幹線-274	奈良市北新町68-5	奈良市北新町66-4
都跡幹線-275	奈良市北新町66-4	奈良市北新町62-1
都跡幹線-276	奈良市北新町66-4	奈良市北新町66-4
藤原幹線-42	奈良市藤原町558-3	奈良市藤原町635-2
北永井幹線-304	奈良市北永井町45	奈良市北永井町37
北永井幹線-305	奈良市北永井町52-1	奈良市北永井町52-1
北永井幹線-306	奈良市北永井町64	奈良市北永井町60
北永井幹線-307	奈良市北永井町65-1	奈良市北永井町64
北永井幹線-308	奈良市北永井町61	奈良市北永井町552-1
明治幹線-224	奈良市南京終町七丁目593-1	奈良市南京終町七丁目594-1
明治幹線-225	奈良市南京終町783-1	奈良市南京終町785-20
明治幹線-226	奈良市南京終町785-1	奈良市南京終町785-1
明治幹線-227	奈良市神殿町411-1	奈良市神殿町465-1
帯解幹線-132	奈良市田中町369-1	奈良市田中町369-3
帯解幹線-133	奈良市田中町369-3	奈良市田中町369-3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年11月1日揭示済)

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条
第3項の平成18年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項
の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表
します。
平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第659号

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	129-134	95,300	0.7312

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第660号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条
第3項の平成19年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表
します。
平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	129-134	93,500	0.7309

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第661号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第662号

騒音規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定(平成17年奈良市告示第171号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

第2項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第663号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定により市長が指定する区域の指定(平成17年奈良市告示第172号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

別表の第1号のニに該当する区域の項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第664号

振動規制法第4条第1項の規定による規制基準の設定(平成17年奈良市告示第175号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

第2項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第665号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域の指定(平成17年奈良市告示第176号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年11月1日

奈良市長 藤原 昭

付表第1号のニに該当する区域の項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市告示第666号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月2日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年9月4日 奈良市指令都整開 第06A-29号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年11月2日 第1021号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町509番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路三丁目1番20号
大橋 照夫

(平成18年11月2日揭示済)

奈良市告示第667号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成8年奈良市条例第14号)第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年11月2日

奈良市長 藤原 昭

- 放置場所
奈良市西大寺南二丁目地内
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業区域内17街区5画地
東側道路上
- 自動車の種類等

メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
ニッサン	インフィニティー Q45	普通自動車	白	土浦33ぬ99-74	HG50-007497

- 処分年月日
平成18年11月16日
- 処分等の内容
廃棄処分
- 連絡先

奈良市都市計画部西大寺南区画整理事務所
電話 0742-43-6388

(平成18年11月2日揭示済)

奈良市告示第668号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成18年11月6日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目4番15号
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市二名三丁目1089番地の1の一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	16.83m
指定年月日	平成18年11月6日
指定番号	第18012号

(平成18年11月6日揭示済)

奈良市告示第669号

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告した建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による次の道路の位置の指定を一部廃止しました。

平成18年11月6日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
申請者氏名	株式会社 穴吹工務店 代表取締役 穴吹 英隆
指定番号	第9号-3948
指定年月日	昭和40年4月16日
道路の一部廃止の場所	奈良市富雄元町一丁目561番地の10、573番地の1、574番地の1、575番地、576番地及び578番地の各一部
一部廃止道路の幅員	4.0m
一部廃止道路の延長	160.4m
廃止年月日	平成18年11月6日
廃止番号	第18015号

(平成18年11月6日揭示済)

奈良市告示第670号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年11月2日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成18年11月6日揭示済)

奈良市告示第671号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年11月6日
- 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放

置禁止区域

以下省略

(平成18年11月6日揭示済)

奈良市告示第672号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成18年11月7日

奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成18年11月7日

2 街区の区域

(1) あやめ池南八丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成18年11月7日揭示済)

奈良市告示第673号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月7日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月7日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月7日揭示済)

奈良市告示第674号

平成18年奈良市告示第628号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年11月8日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年11月8日揭示済)

奈良市告示第675号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月8日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年9月29日 奈良市指令都整開 第06A-35号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年11月8日 第1022号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町435番地の4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町482番地

奥野 榮文、奥野 晶子

(平成18年11月8日揭示済)

奈良市告示第676号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年11月8日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
緒方整形外科医院	奈良市西御門町28奈良三和東洋ビル3階	平成18年10月31日

(平成18年11月8日揭示済)

奈良市告示第677号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月8日揭示済)

奈良市告示第678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年11月8日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがな

いため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成18年11月22日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年8月2日から同月4日まで、同月7日から同月10日まで、同月16日から同月17日まで、同月21日から同月22日まで、同月24日から同月25日まで、同月28日
(平成18年11月8日揭示済)

奈良市告示第679号

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成2年奈良市告示第243号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用内容の変更）

第8条 利用者等は、理美容サービスの利用決定内容の変更を希望するときは、訪問理美容サービス事業利用変更申込書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、高齢対象者に係る申込みは、その住所地を担当する地域包括支援センターを経由して行うものとする。

別記第1号様式中「(理容サービス・美容サービス)」を「サービス」に、

「 介 護 上 の 留 意 事 項 」		を
「 希 望 す る サ ー ビ ス 等 」	<input type="checkbox"/> 理容サービス <input type="checkbox"/> 美容サービス	に
「 介 護 上 の 留 意 事 項 」		

改める。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式(第8条関係)

訪問理美容サービス利用変更申込書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申 込 者 住 所
氏 名
続 柄
電 話 ()

次のとおり訪問理美容サービスの利用の変更を申し込みます。

対 象 者	住 所	奈良市 (電話 -)	
	フリガナ 氏 名		年 月 日生 (歳)
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
変 更 理 由			

経由機関：	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
担 当 者：	TEL -	
地域包括支援センター 確認欄		

附 則

この告示は、平成18年11月9日から施行する。

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	変更年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉川 晃央		はり・きゅう	平成18年 9月26日
吉川 晃央	奈良市鳥見町四丁目2 富雄団地10-301		

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定に

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導	平成18年9月30日
名称	主たる事務所の所在地		
中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産1F		
中島 仁一			

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院訪問看護ステーションなでしこ	奈良市百楽園五丁目3-11メゾン三浦3-1	医療法人松本快生会西奈良中央病院	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーションなでしこ	奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟101号	医療法人松本快生会	
旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院訪問看護ステーションさわやか	奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	医療法人松本快生会西奈良中央病院	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーションさわやか	奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	医療法人松本快生会	

より次のとおり告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松本 裕士		はり・きゅう	平成18年 10月25日
まつもと整骨院(松本裕士)	奈良市西大寺国見町一丁目7-10		

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導	平成18年9月30日
名称	主たる事務所の所在地		
中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産1F		
中島 仁一			

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院在宅介護支援センター	奈良市百楽園五丁目2-6	医療法人松本快生会西奈良中央病院	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会ケアプランセンター	奈良市百楽園五丁目2-6	医療法人松本快生会	
旧	西奈良中央病院ヘルパーステーション	奈良市百楽園五丁目2-6	医療法人松本快生会西奈良中央病院	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会ヘルパーステーション	奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟102号	医療法人松本快生会	

(平成18年11月9日掲示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ノア・ホームベース	奈良市富雄元町二丁目5-20亀田ビル3F305号	株式会社クリーンベア	平成17年11月1日
新	ノア・ホームベース	奈良市富雄元町二丁目6-33	株式会社クリーンベア	
旧	奈良市二名地域包括支援センター	奈良市二名一丁目2329	(医) 松本快生会西奈良中央病院	平成18年8月14日
新	奈良市二名地域包括支援センター	奈良市二名一丁目2329	医療法人松本快生会	

(平成18年11月9日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
財団法人沢井病院訪問看護ステーション佐保	奈良市船橋町8 沢井病院内	介護予防 訪問看護	平成18年10月1日
財団法人沢井病院	奈良市船橋町8		
医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成18年10月1日
医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F		平成18年10月1日
医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F		平成18年10月1日
医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F		平成18年10月1日

医療法人中島クリニック	奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F	介護予防 訪問リハビリテーション	平成18年10月1日
医療法人中島クリニック	奈良県奈良市鶴舞東町2-11松下興産ビル1F		
かがやきのそのデイサービスセンター	奈良市奈良阪町2789-1	居宅 通所介護	平成18年10月31日
社会福祉法人大和まほろば会	奈良県奈良市奈良阪町2789-1	介護予防 通所介護	平成18年10月31日
かがやきのその居宅介護支援センター	奈良市奈良阪町2789-1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成18年10月31日
社会福祉法人大和まほろば会	奈良県奈良市奈良阪町2789-1		
株式会社コムスン南紀寺ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	居宅 訪問介護	平成18年10月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35F	介護予防 訪問介護	平成18年10月1日

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機

関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人岡谷会訪問看護ステーションしんおおみや	奈良市芝辻町四丁目7-2	居宅 訪問看護 居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成18年10月31日 平成18年10月31日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町200	介護予防 訪問看護	平成18年10月31日

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第687号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年11月9日
- 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月9日揭示済)

奈良市告示第688号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成18年11月10日

奈良市長 藤原 昭

- 実施区域 別図のとおり
- 実施期日 平成18年12月4日
- 住居表示の方法 街区方式
- 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈

良市市民生活部市民課において閲覧に供します。
別図省略
(平成18年11月10日揭示済)

奈良市告示第689号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する
条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定に
より廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項
の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年11月10日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市あやめ池北3丁目地内（市道中部第1373号線上）
------	-----------------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	アンフィニ	MS-9	普通自動車	白	神戸33ほ5576	HDES-117026

3 処分年月日

平成18年11月24日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年11月10日揭示済)

奈良市告示第690号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月10日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月10日揭示済)

奈良市告示第691号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年11月13日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年11月13日揭示済)

奈良市告示第692号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年11月13日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年11月13日揭示済)

奈良市告示第693号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月13日揭示済)

奈良市告示第694号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月14日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年10月3日 奈良市指令都整開 第06A-36号

平成18年10月26日 奈良市指令都整開 第06A-36-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年11月14日 第1023号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北之庄町35番地の1、36番地の1及び37番地の1の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和郡山市美濃庄町297番地の66

有限会社ネオフィールド

代表取締役 松本 伍郎

(平成18年11月14日揭示済)

奈良市告示第695号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成18年11月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年11月14日揭示済)

奈良市告示第696号

奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年11月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市地域安全条例等策定委員会設置要綱
(目的及び設置)

第1条 安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築する指針となる条例（以下「条例」という。）の制定等について意見等を聴くため、奈良市地域安全条例等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について市長に意見を述べ、提言する。

- (1) 防犯対策の推進に関すること。
- (2) 条例制定内容に関すること。
- (3) 条例等の意向調査に関すること。
- (4) (仮称) 犯罪抑止計画等の策定に関すること。
- (5) 条例施行後及び犯罪抑止計画策定後の実施内容に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項
(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会長
- (3) 教育関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 各種団体代表者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、市

長の指名によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を指名する前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、地域安全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年11月14日から施行する。

(平成18年11月14日揭示済)

奈良市告示第697号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成18年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成18年11月14日

奈良市長 藤原 昭

有功特別表彰の部（3名）

氏名	住所	事績
峠 宏明	水間町	条例第3条第2項
矢追 勇夫	中町	条例第3条第2項
松田 未作	松陽台三丁目	条例第3条第2項

有功表彰の部（16名）

氏名	住所	事績
鍵田忠兵衛	北御門町	条例第3条第1項第1号
藤本 孝幸	古市町	条例第3条第1項第2号
矢野 兵治	六条緑町一丁目	条例第3条第1項第2号
土田 敏朗	南京終町	条例第3条第1項第2号
豊澤 安男	登美ヶ丘三丁目	条例第3条第1項第5号
道下 健一	富雄元町一丁目	条例第3条第1項第5号
岩本 勇	南京終町七丁目	条例第3条第1項第6号
名迫 卓	六条西六丁目	条例第3条第1項第6号

吉田 勝亮	南京終町	条例第3条第1項第6号	西窪 正男	南肘塚町	条例第4条第3号
岡本 享子	南魚屋町	条例第3条第1項第6号	西田 秀造	杉ヶ町	条例第4条第3号
河田 貞	城陽市	条例第3条第1項第6号	四本 雅勇	南京終町	条例第4条第3号
堂阪 清文	邑地町	条例第3条第1項第6号	上田 一誠	あやめ池南三丁目	条例第4条第3号
浦池 貞次	法華寺町	条例第3条第1項第6号	中西 敏明	園田町	条例第4条第3号
藤井 健雄	油阪地方町	条例第3条第1項第6号	加藤 博	右京二丁目	条例第4条第3号
森本 弘之	南紀寺町二丁目	条例第3条第1項第6号	辻ノ内久義	西九条町	条例第4条第4号
吉田 博隆	西大寺宝ヶ丘	条例第3条第1項第6号	鶴岡 知子	左京一丁目	条例第4条第4号
功労表彰の部 (67名、内3名氏名等公表辞退)			下櫻 圭子	西大寺野神町二丁目	条例第4条第4号
氏名	住所	事績	中谷美恵子	押熊町	条例第4条第4号
岡 賢一	佐保台二丁目	条例第4条第1号	金森美貴子	中町	条例第4条第4号
大谷 貞子	十輪院畑町	条例第4条第1号	安達 俊弘	三条大路五丁目	条例第4条第4号
松田 宗男	六条一丁目	条例第4条第1号	荒木 道博	手貝町	条例第4条第4号
近東 宏光	法蓮町	条例第4条第1号	梶浦きわみ	学園南三丁目	条例第4条第4号
菊池 攻	東笹鉾町	条例第4条第1号	今崎 弘子	中山町西三丁目	条例第4条第4号
小島 博夫	中登美ヶ丘一丁目	条例第4条第1号	片岡 時子	山陵町	条例第4条第4号
横田 好弘	油阪町	条例第4条第1号	寺口二三子	芝辻町	条例第4条第4号
足守 健	川之上突抜町	条例第4条第1号	八木 正一	あやめ池南六丁目	条例第4条第4号
岡部 敏次	南京終町七丁目	条例第4条第1号	御勢久右衛門	五條市	条例第4条第4号
渡邊 章	掲載辞退	条例第4条第1号	碓井 照子	朱雀五丁目	条例第4条第4号
大谷 勇	敷島町一丁目	条例第4条第1号	今久保武夫	丹生町	条例第4条第5号
阪倉 嘉一	神功三丁目	条例第4条第1号	大西 宏和	大安寺七丁目	条例第4条第5号
野村 裕	北葛城郡上牧町	条例第4条第1号	岡田 洋司	北之庄町	条例第4条第5号
箸尾 幸雄	法蓮町	条例第4条第1号	勝谷 正	今市町	条例第4条第5号
生駒 堅治	川上町	条例第4条第3号	頭鬼 清雄	東九条町	条例第4条第5号
乾 弘	法蓮町	条例第4条第3号	辻本 博	中町	条例第4条第5号
櫛下町正子	三条本町	条例第4条第3号	藤田 恵造	佐紀町	条例第4条第5号
佐藤 昌幸	法蓮町	条例第4条第3号	山本 高義	横井二丁目	条例第4条第5号
珠久 一男	大宮町一丁目	条例第4条第3号	武内 吉彦	六条緑町三丁目	条例第4条第6号
立石 篤男	神殿町	条例第4条第3号	前田 米造	西新在家町	条例第4条第6号
中村 種夫	寺町	条例第4条第3号	村嶋 徳昭	生駒市	条例第4条第6号
			福岡 道郎	学園大和町四丁目	条例第4条第6号

渡邊 邦一	中山町	条例第4条第6号
川井健二郎	東向北町	条例第4条第6号
前田 尋子	秋篠早月町	条例第4条第6号
西尾 功	あやめ池南一丁目	条例第4条第6号
伊藤 俊子	出屋敷町	条例第4条第6号
阪田 七郎	東九条町	条例第4条第6号
城山 政富	東九条町	条例第4条第6号
巽 舜一	大森町	条例第4条第6号
西岡 秀高	富雄北一丁目	条例第4条第6号
西川 智榮	古市町	条例第4条第6号
藤野 外男	登美ヶ丘五丁目	条例第4条第6号

善行表彰の部 (13名、内6名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
福井 敏男	法華寺町	条例第5条第1号
岩本 潤三	右京四丁目	条例第5条第1号
山本 眞輔	名古屋市守山区	条例第5条第1号
池田 トヨ	天理市	条例第5条第1号
永井 勝三	大阪市旭区	条例第5条第1号
惣田 稔弘	大和高田市	条例第5条第3号
馬場 徹	富雄元町三丁目	条例第5条第4号

(平成18年11月14日掲示済)

奈良市告示第698号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年11月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(公5・単24)押熊町地内ほか18件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分

(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成18年11月20日までは入札控室、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年11月20日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日 を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年11月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年11月15日揭示済)

奈良市告示第699号

平成18年奈良市告示第628号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成18年11月15日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年11月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年11月2日

奈良市監査委員	吉田	肇
同	中嶋	肇
同	幾田	邦夫
同	米澤	保

人権・同和施策課

監査結果公表日 平成16年12月27日(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成18年11月2日

[監査の結果]	[措置の内容]
住宅新築資金等貸付金及び生業資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において689,069,116円、2,150,424円となっている。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。	監査時において、住宅新築資金等貸付金滞納繰越分の収入未済額は689,069,116円であり、平成17年1月に奈良県下市町村で回収業務の一元化を図るため、奈良県住宅新築資金等貸付回収管理組合を設立し、現在はこの組合におい

て収入未済の解消に向け徴収業務に努めており、督促、催促した結果、平成16・17年度において33,986,333円徴収しました。

また、生業資金貸付金につきましても今後ひきつづき、督促、催促を粘り強く行い徴収向上を目指し努力していきます。

(平成18年11月12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第40号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成18年11月1日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内三松三丁目地内他(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 平成18年11月16日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成18年11月7日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成18年11月8日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第41号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年11月1日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 サン・エス	代表取締役 長尾 英幸	奈良市法華寺町 1273番地	平成18年 10月25日

(平成18年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成18年11月15日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

- 1 入札に付する事項
舗装工事、市内奈良阪町地内他、他1件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年11月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年11月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成18年11月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第20号

平成18年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成18年11月7日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日時

平成18年11月14日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市職員の懲戒処分等の公表基準の改正について
- (2) 人事について
- (3) 人事について
- (4) 「奈良市教育改革3つのアクション」後期計画(中間まとめ)
- (5) 平成19年(18年度)奈良市成人式について

議事

議案第36号 「夢・教育プラン」懇話会設置要綱の制定について

議案第37号 「夢・教育プラン」懇話会委員の委嘱について

議案第38号 奈良市立小学校通学区域の一部改正について

議案第39号 奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱の一部改正について

議案第40号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

議案第41号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第42号 奈良市体育施設条例の一部改正について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
11月～12月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年11月7日揭示済)

奈良市教育委員会告示第21号

「夢・教育プラン」懇話会設置要綱を次のように定める。
平成18年11月15日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

「夢・教育プラン」懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 小学校区を地域の活動拠点とし、地域社会との繋がりを強化することにより、子ども達の個性を伸ばし、個性ある教育の推進に向けた仕組みづくりを目指す「夢・教育プラン」の策定について、広い視野から意見をいただくため、「夢・教育プラン」懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討し、教育長に提言する。

- (1) 「夢・教育プラン」の策定に関する事項
 - (2) 前号に定めるもののほか教育長が必要と認める事項
- (組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の役員
- (3) 奈良市立学校の教職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長が不在のときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、教育長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育総務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

(平成18年11月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第22号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月15日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

富雄北小学校通学区域の部分中「学園大和町六丁目の一部、学園中一丁目、学園中四丁目、学園中五丁目」を「学

園中四丁目の一部」に改め、三碓小学校通学区域の部分中「学園大和町六丁目の一部」を「学園大和町六丁目、学園中一丁目」に改め、「学園中三丁目」の次に「学園中四丁目の一部、学園中五丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(平成18年11月15日揭示済)

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年11月15日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市立小学校の就学指定の特例に関する要綱（平成15年奈良市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、平成18年11月15日から施行する。

(平成18年11月15日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第63号

平成18年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年12月3日から平成18年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年11月15日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成18年11月15日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第64号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年12月3日から平成18年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年11月15日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成18年11月15日揭示済)

(平成18年11月6日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第23号

奈良市農業委員会平成18年11月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年11月2日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥谷勝紀
記

- 1 日時
平成18年11月14日(火)午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地の競売に係る買受適格証明について(知事許可分)
 - (3) 農地の競売に係る買受適格証明について(委員会許可分)
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (7) 水田利用転換届出について
 - (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (9) 知事許可について(10月許可分)
 - (10) 非農地証明について(10月分)

(平成18年11月2日揭示済)

奈良市農業委員会告示第24号

奈良市農業委員会平成18年11月農地部会の会議の審査案件を追加しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年11月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥谷勝紀
記

追加審議案件

- (1) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について